

# 災害廃棄物処理基本計画(案)

平成 2 1 年 3 月

八 幡 浜 市

# 目 次

## 第1節 災害廃棄物対策の目的

1. 計画策定の目的 ..... 1
2. 計画の対象とする廃棄物及び業務 ..... 1
3. 想定する災害とその被害の概要 ..... 3

## 第2節 廃棄物処理に係る防災体制の整備

1. 災害発生前の対策 ..... 7
2. 災害発生後の対策 ..... 7
3. 災害発生時の情報収集及び対応 ..... 11
4. 災害廃棄物等の仮置き場の確保 ..... 13
5. 災害廃棄物の受入基準等 ..... 16
6. 災害廃棄物の保管 ..... 17
7. 災害廃棄物の排出ルール ..... 18

## 第3節 被災状況に応じた対応

1. 収集・運搬能力が不足した場合 ..... 19
2. 本市処理施設で処理できない場合及び処理能力不足の場合 ..... 19
3. 建物の解体撤去により発生する廃棄物の収集 ..... 19
4. 避難所等における一般廃棄物の収集 ..... 19
5. 被災していない地域の一般廃棄物 ..... 20

## 第4節 し尿処理体制の確保

1. 被災状況の想定 ..... 20
2. 災害発生後のし尿等の処理 ..... 20
3. し尿処理に関する相互応援体制の確保 ..... 24
4. し尿処理の流れ ..... 25
5. 収集・運搬体制 ..... 25
6. 処理体制 ..... 25

## 第5節 災害に対応した一般廃棄物処理施設の整備

1. 一般廃棄物処理施設の整備 ..... 26
2. 施設被災時の応急対策 ..... 26

## 第 1 節 災害廃棄物対策の目的

### 1 . 計画策定の目的

八幡浜市（以下「本市」といいます）では、すべての市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災体制の構築を進めているところです。

震災については、21 世紀中に発生すると言われている東南海・南海地震等の地震に対して備えておく必要があります。また、風水害については愛媛県内の河川は、流路が狭く急流の河川が多いことから、台風や大雨により流量が短時間に急増し、堤防・護岸等の決壊や氾濫による浸水被害が発生し、県民の生命や財産が危険にさらされることがたびたび起こっていました。

このような災害の発生後には、大量の廃棄物（以下「災害廃棄物」といいます）が排出され、一時的な環境の悪化及び迅速な生活機能の回復に支障が生じることが予想されるため、被災時には生活環境の保全及び災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理により、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の速やかな復旧を図る必要があると考えられます。

本災害廃棄物処理計画は、日常における事前対策や、災害発生後の各段階に応じた応急対策及び事後対策についての基本的な方針を示すことにより、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理の推進を確保することを目的として策定するものです。

### 2 . 計画の対象とする廃棄物及び業務

#### (1) 対象廃棄物

本災害廃棄物処理計画は、本市における災害廃棄物を適正に処理・処分するための計画として策定するものであり、対象廃棄物は本市全域から発生する災害廃棄物及び一般廃棄物の一部とします。

なお、一般廃棄物については通常通りの廃棄物処理システムが回復するまでの間に発生した廃棄物のみをその対象とし、受け入れる期間は必要最小限とします。

表 1-1 本災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の定義

区 分	内 容
災害廃棄物	地震・風水害などにより全半壊した家屋の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物で、本市が国庫補助を受けて処理する廃棄物
一般廃棄物 (通常の収集運搬ルートが回復するまでの期間のみ)	資源ごみ、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ等 し尿、浄化槽汚泥等

(2) 対象業務

本災害廃棄物処理計画において対象とする業務は、通常時・被災時の情報提供、災害廃棄物の収集・運搬、仮置き場の運用、分別排出等の指導、仮置き場からの搬送、災害廃棄物及び一般廃棄物の中間処理及び最終処分場の確保等とします。

なお、災害廃棄物の処理に当たっては、排出時に徹底した分別を行い、処理量を減らすものとします。資源物の分別はできる限り発生場所で行うことが望ましいが、発生場所で分別することが困難な場合には粗分別のみを行い、仮置き場にて細かい分別を行うものとします。

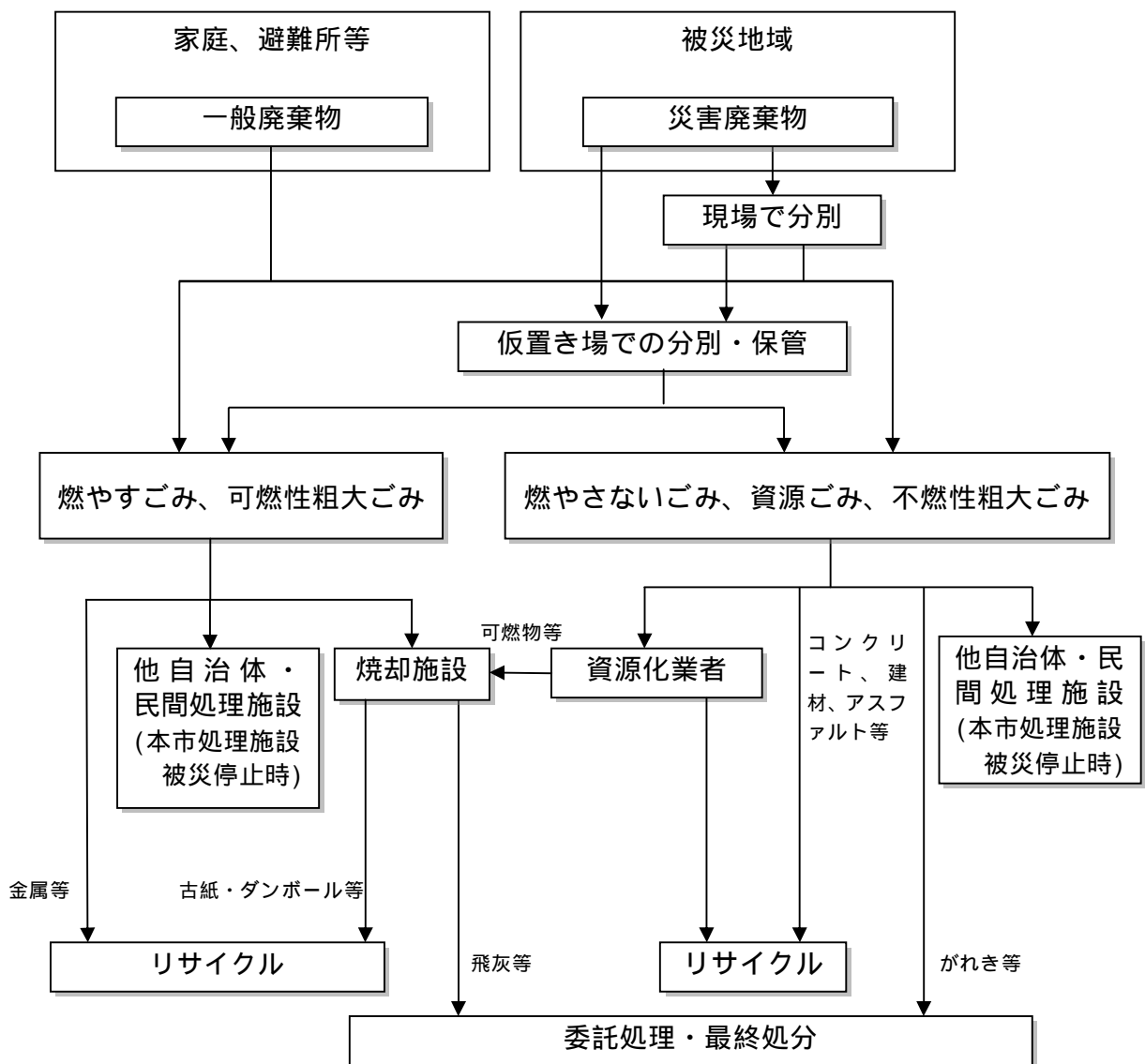


図 1-1 災害廃棄物の基本処理フロー図

### 3. 想定する災害とその被害の概要

・震災による被害の想定

#### (1) 想定地震

本市に係る大規模地震としては、八幡浜市防災会議が策定した「八幡浜市地域防災計画（震災対策編）平成19年3月」において、伊予断層が活動して発生する地震と南海トラフ周辺で発生する南海地震のそれぞれについて、最も過酷な条件において被害を想定していることから、これを参考とします。

なお、活断層型地震の規模はM7.0、南海地震の規模はM8.4になるものと想定されています。

そこで本災害廃棄物処理計画では、活断層型地震及び南海地震のうち、最大の被害となる場合を想定して検討するものとします。

#### (2) 被害の概要

八幡浜市地域防災計画（震災対策編）における建物被害が最大となる条件での想定は以下のとおりとなっています。

表 1-2 建物の被害想定

揺れ	木造		軽S造		S造		RC		その他		合計
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	
活断層型	198	4,288	4	135	4	143	4	74	6	154	5,010
南海地震	2,929	7,209	63	311	98	470	45	227	119	342	11,813

液状化	木造		軽S造		S造		RC		その他		合計
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	
活断層型	33	66	1	5	9	11	6	9	0	3	143
南海地震	56	113	3	6	17	20	10	13	2	3	243

合計	木造		軽S造		S造		RC		その他		合計
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	
活断層型	231	4,354	5	140	13	154	10	83	6	157	5,153
南海地震	2,985	7,322	66	317	115	490	55	240	121	345	12,056

資料：八幡浜市地域防災計画（震災対策編）より

震災発生後には、倒壊した建物の解体などにより多量のがれき類が発生することから、仮置場の設定や処理・処分計画の作成を検討する上で、がれき発生量の推計が必要となります。

なお、被害想定棟数が非常に大きいことから、建物の軽微な被害も半壊家屋として計上されていると考えられるため、本計画では緊急性のある全壊家屋のがれき発生量のみを想定するものとします。

がれき発生量については旧厚生省による「震災廃棄物対策指針(平成 10 年 10 月)」及び「大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き(平成 12 年 3 月)」を参考とし、次の推計式により算定するものとします。

がれきの発生量の推計方法

推計式： $Q1 = s \times q1 \times N1$

Q1：がれき発生量(t)    s：1棟あたりの平均延床面積(m<sup>2</sup>/棟)

q1：単位延床面積あたりのがれきの発生量(t/m<sup>2</sup>)

N1：解体建築物の棟数(棟)

1棟あたりの平均延床面積は、平成 17 年度の国勢調査結果から、八幡浜市の 1 世帯当たり延べ面積(一般世帯)が 91.8m<sup>2</sup> となっていることから、この値を用いるものとします。

また、単位延床面積あたりのがれきの発生量については、「震災廃棄物対策指針」に示されている値を参考として設定します。

表 1-3 単位延床面積あたりのがれき発生量(単位：t/m<sup>2</sup>)

建物構造		がれき発生原単位	
		可燃物系	不燃物系
木造	全壊	0.194	0.502
	半壊	0.097	0.251
鉄筋系建物 (その他建物含む)	全壊	0.120	0.987
	半壊	0.060	0.494
鉄骨系建物	全壊	0.082	0.630
	半壊	0.041	0.320

以上の結果から、がれきの発生量は以下のとおりとなります。

よって、八幡浜市では最大 220,436 t のがれき類が発生すると予測されます。

表 1-4 がれき発生量の予測値

区分 項目	全壊棟数 (棟)	平均延床 面積 (m <sup>2</sup> )	がれき発生量予測値 (t)		
			可燃物系	不燃物系	合計
木造	2,985	91.8	53,160	137,560	190,720
軽S造	66		497	3,817	4,314
S造	115		866	6,651	7,517
R C	55		606	4,983	5,589
その他	121		1,333	10,963	12,296
計	3,342	-	56,462	163,974	220,436

・風水害による被害の想定

(1) 想定風水害

愛媛県では河川改修による治水対策などにより、県下の減災体制を強く推進していることから、将来的にはそれほど大きな風水害による被害は受けることはないものと考えられます。そのため、本計画では、近年で特に大規模な被害を受けた平成16年の台風16号の被害状況を想定するものとします。

(2) 被害の概要

風水害発生時には、浸水家屋等から多量の濡れた畳や家具等の粗大ごみが排出されるため、仮置場の設定、処理・処分計画の作成を検討する上で、粗大ごみ等の発生量の推計が必要となります。

風水害廃棄物発生量については環境省による「水害廃棄物対策指針(平成17年6月)」を参考とし、次の推計式により算定するものとします。

風水害廃棄物発生量の推計方法

推計式： $y1 = a1 \times b1$

y1：風水害廃棄物発生量(t)

a1：被害家屋数(棟)

b1：発生原単位(2t/家屋)

本市における主な風水害被害の状況は以下のとおりです。

表 1-5 八幡浜市における主な台風被害の状況

区分 \ 項目	台風 13 号 (S55.9.9 ~ 11)	台風 22 号 (H1.9.19)	台風 13 号 (H5.9.3 ~ 4)	台風 16 号 (H16.8.30)
	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
八幡浜市	189	66	106	356
床上浸水	-	-	-	59
床下浸水	-	-	-	297

以上の結果より、風水害廃棄物発生量予測値を表 2-1-3 に示します。

平成 16 年度の台風 16 号と同規模の台風が発生した場合、八幡浜市では 118 t の風水害廃棄物が発生すると予測されます。なお、床下浸水の場合では排水後に消毒処理を行うなどの比較的軽微な対応で済む場合が多いことから、床上浸水の被災家屋のみを予測の対象としています。

この予測される風水害廃棄物量は震災廃棄物に対して、かなり少なくなっていることから、震災廃棄物発生量に対応した仮置き場や処理対策等を講じることにより、風水害廃棄物についても対応できるものと考えられます。

表 1-6 がれき発生量の予測値

区分 \ 項目	被害家屋数 (棟)	発生原単位 (t/家屋)	風水害廃棄物発生量予測値 (t)
八幡浜市	59	2	118



## 第 2 節 廃棄物処理に係る防災体制の整備

### 1 . 災害発生前の対策

災害による被害を最小限に抑えるためには、災害発生前において被害を想定し、災害廃棄物処理体制を構築しておくなどの平常時の準備が非常に重要となります。

#### (1) 国・県・周辺市町村等との連絡体制

緊急時に備え、国、県・近隣自治体及び各関連団体等との連絡体制について、一元化された窓口や連絡すべき事項について予め定めた組織体制を整備するとともに、支援・協力体制の整備や廃棄物処理施設の予防対策、応急・復旧・復興対策、し尿処理対策及び仮置場所の設置・運営等について予め計画することにより、災害時に発生する廃棄物を迅速かつ的確に処理できるように備えます。

#### (2) 市民の役割

日常より行政や各種の情報媒体で取り上げられる防災対策に注意するとともに、自ら実践することにより、災害時における廃棄物の適正処理を心掛けます。

また、自主防災組織に参加するなどして地域における連携体制を構築しておく必要があります。

#### (3) 事業者の役割

日常より行政や各種の情報媒体で取り上げられる防災対策に注意するとともに、日頃からその製品、容器等が地震による被害を受け難いように心掛けます。

また、災害によりその製品、容器等が廃棄物となった場合、原則として通常時と同様に、自らの責任において適正に処理を行う必要があります。

#### (4) 市の役割

本市は、八幡浜市地域防災計画及び本災害廃棄物処理計画等や、各種災害の予防対策等について、広報紙やホームページ等により積極的に情報を提供します。

### 2 . 災害発生後の対策

#### (1) 災害発生後の基本的業務

災害発生後から復旧・復興までの災害廃棄物及び一般廃棄物等の基本的な業務は以下のとおりとなります。また、風水害の場合には、発生直前の警報や注意報等により、なるべく被害を少なくするための予防策を講じておくことも重要です。

表 2-1 災害発生直後から復旧・復興までの災害廃棄物処理の基本的な業務

項 目	業 務 内 容
災害発生直後	1. 被災状況の把握 市内全域の交通状況の把握、収集・運搬ルートの設定 市職員、処理施設、収集・運搬車両の現状把握 定期収集の一時停止（収集体制の構築、交通状況等の把握） 処理施設への一時的な搬入規制（施設の被災状況を把握）
	2. 災害廃棄物処理実施計画の策定 情報収集・整理・分析 災害廃棄物発生状況、発生場所の情報収集と整理 災害廃棄物発生量の推計 災害廃棄物仮置き場、分別作業場所及び保管方法の設定 分別区分・排出方法・排出場所、処理手数料等の有無等の設定 避難所等のごみ分別区分、排出方法及び排出場所等の設定 収集方法、収集ルート等の設定 ボランティア等の把握と協力・支援体制の構築 処理・処分計画の決定 被災地区以外の一般廃棄物の排出方法等の広報の実施
応急対策	1. 処理施設の復旧、処理支援体制の構築 ごみ処理施設の応急復旧 ごみ処理に必要な資機材、人員、燃料、水、電気等の確保 収集・運搬、処理体制の確立 広域的な処理体制の確立 県、近隣市町、自衛隊、民間事業者等への応援要請
	2. 仮置き場の確保 地域ごとに仮置き場の必要性を判断 仮置き場の維持管理体制の確立 受入可能廃棄物、受入基準の指定、市民への周知
	3. 仮置き場での災害廃棄物受入開始 仮置き場への職員配置、必要資材の搬入 仮置き場へ災害廃棄物の受入 ・避難路、一次・二次緊急輸送路の障害物を優先的に受入開始 ・危険性、公益性等の観点から判断し、順次受入開始 ・搬入時の交通渋滞を考慮した搬入台数、搬入可能時間帯等の調整 受入可能廃棄物、受入基準の遵守を随時指導 適正処理方法や資源化方法を踏まえた種類ごとに分別し保管 必要に応じて破碎・選別等の処理設備を仮置き場に設置
	4. 計画的な収集・運搬、処理の実施 災害廃棄物処理実施計画に基づく計画的な処理の推進 近隣市町の応援による広域的な処理によって処理能力不足を補完 ボランティア等への委託等、支援体制の確立 収集・運搬、処理に関する情報の提供、市民への周知
	5. 倒壊建物の解体・撤去 市民から解体・撤去の申請を受付 罹災証明、家屋面積、権利等の確認 現地調査、解体・撤去の決定（危険性・公益性等の観点から優先順位決定） 工事仕様書、工事計画の策定 見積取得、査定、工事発注 解体・撤去の確認
復旧・復興	1. 計画的な収集・運搬、処理の実施 計画的な収集・運搬、処理の継続 広域的な処理の継続 復旧・復興の状況に応じて、災害廃棄物処理事業を段階的に縮小 平常業務体制の確保
	2. 仮置き場の原状復帰 仮置きした災害廃棄物の状況及び収集・運搬、処理の状況を分析 復旧・復興の状況に応じ、各仮置き場を閉鎖（必要があればモニタリングを実施） 仮置き場の原状復帰
	3. 国庫補助金申請 災害廃棄物処理事業費 廃棄物処理施設災害復旧費

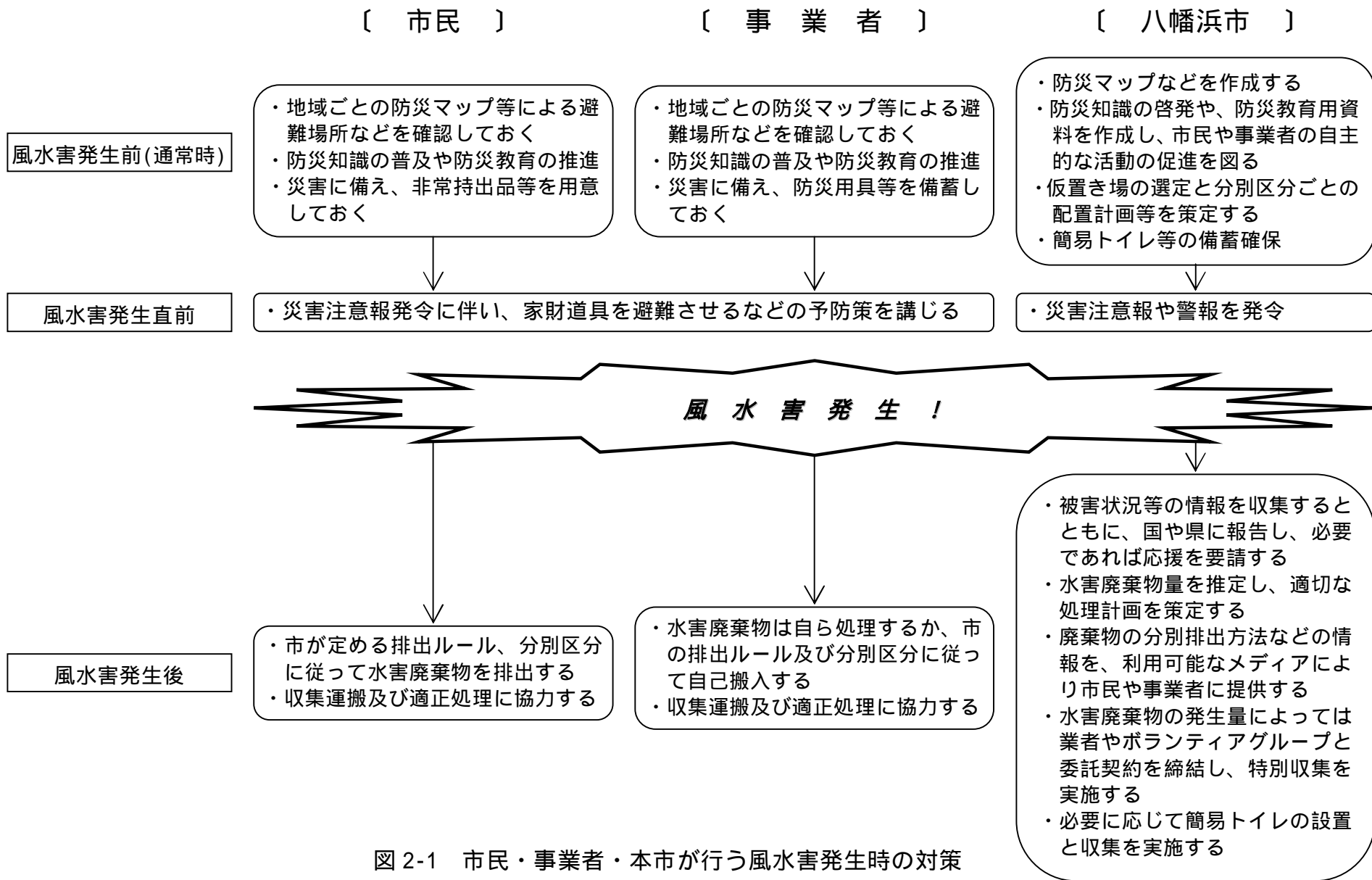


図 2-1 市民・事業者・本市が行う風水害発生時の対策

## (2) 市民の役割

災害廃棄物についても、利用できるものは可能な限り再利用し、どうしても廃棄しなければならないものだけを分別して排出するものとします。

また、災害廃棄物を排出する際には、適正な処理を実施するために本市が行う対応策に協力するとともに、ボランティアに積極的に参加するなど、地域における連携により、衛生的で安全な生活環境の保持を図る必要があります。

## (3) 事業者の役割

災害廃棄物となった製品、容器等については、原則的に事業者自らの責任において処理するものとします。

また、災害廃棄物を処理するに当たり、適切な分別と再利用・再資源化等のため、本市が行う災害廃棄物の処理について協力する必要があります。

ただし、廃棄物処理の緊急性や分別・再資源化等が困難であると認められる場合には本市が対応するものとします。

## (4) 市の役割

本市は、災害発生後に迅速かつ正確に状況を把握することにより、災害廃棄物発生量を推定し、処理施設の被災状況等を考慮しながら、廃棄物処理対策本部等を組織し、実状に応じた処理計画を策定します。

それにより、必要とする応援内容を定め、県及び国へ情報提供するとともに支援要請を行うことにより、連携して効率的かつ適正に災害廃棄物を処理します。

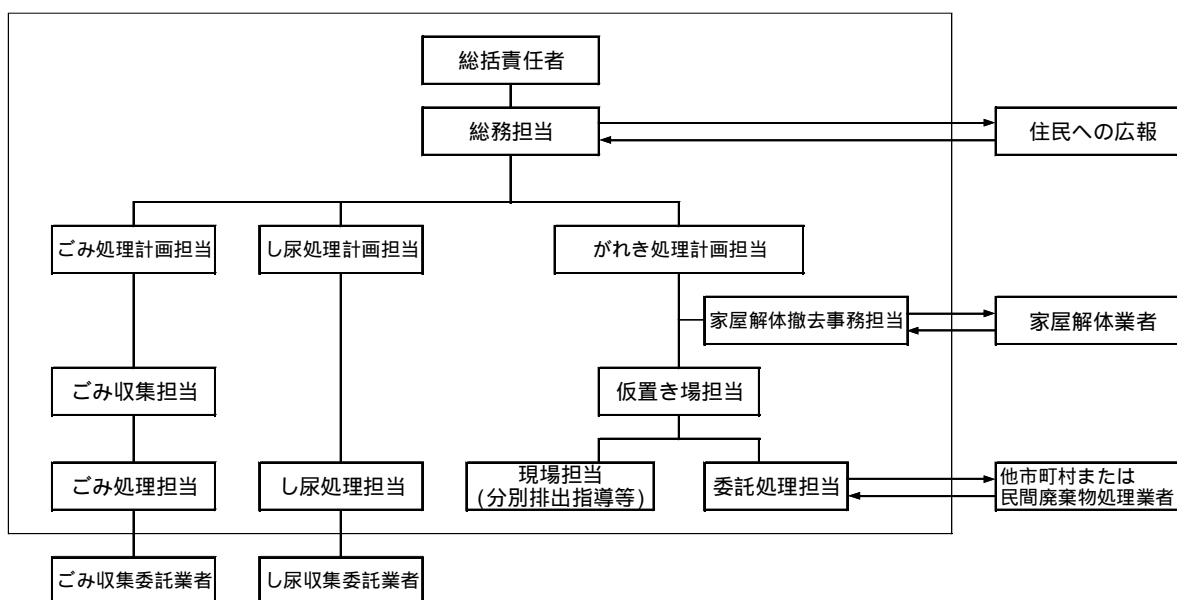


図 2-2 災害廃棄物対策組織の例

表 2-2 災害廃棄物対策組織における各担当の分担業務

担当名等		担当課等	分担業務
総務	総務担当	危機管理室 総務部庶務班 民生部福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物対策の全体進行管理と調整</li> <li>・職員の参集状況の確認、人員配置</li> <li>・災害対策本部との連絡</li> <li>・県、近隣市町及び関係団体等との連絡</li> <li>・支援の要請及び受入の連絡調整</li> <li>・住民への広報と相談</li> </ul>
ごみ処理	ごみ処理計画担当	民生部環境市民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ごみ発生量の推計</li> <li>・災害ごみ処理計画の更新</li> </ul>
	ごみ収集担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所及び一般家庭等から排出される災害ごみの収集</li> </ul>
	ごみ処理担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所及び一般家庭等から排出される災害ごみの処理</li> <li>・ごみ処理施設の保守管理</li> </ul>
し尿処理	し尿処理計画担当	民生部環境市民班 産業建設部下水処理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画</li> <li>・し尿収集必要量の推計</li> <li>・し尿処理計画の更新</li> <li>・し尿収集・運搬・処理能力の確保、し尿収集業務管理</li> </ul>
	し尿処理担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレや一般家庭等から収集されたし尿の処理</li> <li>・し尿処理施設の保守管理</li> </ul>
がれき処理	がれき処理計画担当	民生部環境市民班 産業建設部建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの発生量推計</li> <li>・がれき処理計画の更新</li> <li>・がれき再利用・再資源化、処理・処分の能力確保</li> </ul>
	建物解体撤去事務担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体撤去、搬出・運搬の指針</li> <li>・建物の解体撤去に関する申請受付、業者への発注、支払い及び国庫補助事務</li> </ul>
	仮置き場担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の開設準備、周辺環境対策</li> <li>・仮置場の運用計画</li> </ul>
	処理担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの再利用・再資源化</li> <li>・がれきの中間処理・最終処分</li> </ul>
	委託処理担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの民間業者等に対する委託調書等</li> </ul>

注)担当課等は中心となるものを示しており、必要に応じて臨時編成体制により業務に当たるものとします。

### 3. 災害発生時の情報収集及び対応

本市では、廃棄物処理施設や一般家屋、一次・二次緊急輸送路等の被害状況などについて迅速に情報収集を行い、災害廃棄物発生量を推計し、実状に応じた災害廃棄物処理実施計画を策定します。

また、本市の状況について県及び国等に情報提供を行い、応援を要請するとともに、近隣市町との連携に努めます。

なお、本市が収集する情報は以下のとおりとします。

表 2-3 災害発生時に本市が収集する情報

対象	収集する情報
災害の詳細	災害発生日時、被害状況、気象状況等
災害廃棄物発生状況	被災した家屋数、山崩れ・崖崩れ等の状況 災害廃棄物の発生量の見込み
廃棄物処理施設	施設の損傷状況 燃料、水、電気等のユーティリティーの復旧状況
道路等の被害状況	収集・運搬ルートの確認
稼働機材・車両等の状況	利用可能な中間処理施設、機材、車両、人的資源及び経費等
国、県、近隣自治体	被害状況等の情報提供と協力・支援などの要請
し尿処理の状況	汲み取り便所及び浄化槽等の被災状況 仮設トイレの設置及び収集頻度等の維持管理方法
避難所施設	生活系ごみやし尿等の災害廃棄物の収集運搬方法

表 2-4 災害発生時に市民に対して広報すべき内容

区 分	内 容
ごみ処理に関すること	分別・排出方法及び排出場所 収集ルート及び日程 持ち込み場所（仮置き場、処理施設等） 処理方法 ごみ処理の現状及び復旧の見通し
し尿処理に関すること	仮設トイレの使用上の注意及び維持管理方法 臨時収集の依頼方法 し尿処理の現状及び復旧の見通し
水害廃棄物等の処理	流出家屋等の対応 解体等の撤去作業依頼・支援 解体物の搬入・処理方法

災害発生時の広報手段は原則として以下のとおりとしますが、広報の実施にあたっては、独り暮らし高齢者等の災害弱者に特に配慮し、迅速かつ正確な情報の提供に努めるものとします。

表 2-5 災害発生時の広報手段

対 象 機 関	広 報 手 段
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭等
一 般 市 民、 被 災 者	防災行政無線、消防防災無線、広報車、報道機関、口頭等
各 関 係 機 関	防災行政無線、愛媛県防災行政無線、電話、FAX、連絡員等
報 道 機 関	電話、FAX、口頭、文書等
その他必要とするもの	掲示板、ちらし（新聞折込み）、アマチュア無線設備等

## 4. 災害廃棄物等の仮置き場の確保

### (1) 仮置き場に保管する災害廃棄物

主な保管対象物は、一次・二次緊急輸送路等から緊急対応により撤去された障害物や、災害により全壊・半壊等した家屋の解体撤去に伴って発生する災害廃棄物や、一般廃棄物処理施設の被災等により一時保管する必要がある一般廃棄物等とします。

### (2) 仮置き場に必要とされる機能

仮置き場とは、災害廃棄物を一時的に搬入して保管する機能だけでなく、災害廃棄物の積み替えや分別を行うための機能等も求められます。

そのため、仮置き場の用地を選定する場合には、搬入動線や作業スペース等も考慮した設置面積の確保が必要となります。

#### 【仮置き場に必要とされる機能】

一時的に大量に発生する災害廃棄物の一時貯留  
交通機能を回復するための障害物の受け入れ  
災害廃棄物を効率的に搬出するための積み替え及び中継地点  
粗大ごみの解体や資源物の分別等のための作業スペース  
解体・撤去作業と処理・処分作業との速度差緩和のための一時貯留  
本市一般廃棄物処理施設が被災した場合等の一時貯留  
地域の復興・復旧を促進

### (3) 必要面積の算出方法

災害廃棄物量の推計結果に基づき、必要となる仮置き場の面積を以下に示す式で算出します。

なお、廃棄物の発生量が最大となる場合を想定し、発生する災害廃棄物の全量を仮置き場に搬入するものとします

#### 【必要となる仮置き場の面積】

仮置き場面積 = 災害廃棄物発生量(m<sup>3</sup>) ÷ 積み上げ高さ(m) × 1.5 (係数)

ここで、積み上げ高さは、他自治体事例を踏まえて 1.7mとし、解体・選別・積み替え等の作業スペースを考慮した係数を 1.5 とします。

(4) 仮置き場の必要面積

災害廃棄物発生量が最大となる震災廃棄物は、表 1-4 (p.5) のがれき発生量予測値に単位重量あたり体積を除して算出します。単位重量あたり体積は、他市町村事例より、可燃物系を 1.43m<sup>3</sup>/t とし、不燃物系を 0.83m<sup>3</sup>/t と設定します。

表 2-6 災害廃棄物発生量の予測

項目 区分	がれき発生量予測値 ( t )		単位重量あたり体積 ( m <sup>3</sup> / t )		震災廃棄物発生量 ( m <sup>3</sup> )		
	可燃物系	不燃物系	可燃物系	不燃物系	可燃物系	不燃物系	合 計
がれき類	56,462	163,974	1.43	0.83	39,484	197,559	237,043

以上の結果から、災害廃棄物発生量が最大となる場合の仮置き場必要面積は、約 209,156m<sup>2</sup> になるものと予測されます。

表 2-7 仮置き場必要面積の予測

項目 区分	災害廃棄物発生量 ( m <sup>3</sup> )		積み上げ 高さ ( m )	仮置き場必要面積 ( m <sup>2</sup> )		
	可燃物系	不燃物系		可燃物系	不燃物系	合 計
がれき類	39,484	197,559	1.7	34,839	174,317	209,156

注) 解体・選別・積み替え等の作業スペースを考慮した係数：1.5

(5) 仮置き場の選定方法

仮置き場に求められる機能、必要面積を可能な限り満足するとともに、以下の要件も考慮する必要があります。

- 被害が甚大な地域またはその近隣地域への配置
- 搬入・搬出及び運搬ルート確保の容易性
- 貯留可能期間、使用可能期間の容易性
- 運搬及び作業に伴う騒音等に対する生活環境・周辺環境の保全
- 二次災害の防止（ガス漏れ、陥没、河川の氾濫の恐れが無い等）
- 災害時の他用途との整合（緊急輸送、支援受入拠点、避難場所などとの競合等）



## (6) 仮置き場の候補地

本市では、市民が災害廃棄物を直接搬入する場所及び本市が指定するごみ収集ステーション等に排出された災害廃棄物を一時的に貯留する場所として以下の場所を仮置き場の候補地としています。

なお、仮置き場に搬入された災害廃棄物を処理しながら受け入れていくものとし、必要に応じて分別等の処理作業を同時に行っていくものとしします。

また、仮置き場が不足する場合等については、分別品目によって搬入制限等を行うなど、状況に応じて柔軟に対応するものとしします。

表 2-8 仮置き場（候補地）

場 所	住 所	敷 地 面 積 (m <sup>2</sup> )
北浜公園多目的グラウンド	八幡浜市北浜地内	3,660
王子の森公園グラウンド	八幡浜市五反田地内	5,090
八幡浜市民スポーツパークグラウンド	八幡浜市若山地内	20,655
八幡浜漁港須田地区漁港施設用地	八幡浜市向灘 2 5 3 7 番 7 ほか	13,500
川之石港楠町物揚場	八幡浜市 1 番耕地 2 3 7 番地 1 4 6	3,000
神越コミュニティー公園多目的広場	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 1 番地	5,658.4
合 計	-	51,563.4

災害廃棄物仮置き場候補地（平成 21 年 2 月 28 日現在）

## (7) 仮置き場の運営

地域の被災状況を考慮し、速やかに仮置き場を確保するとともに、災害廃棄物の受入、搬入物の監視・指導、保管、管理等を行うために市職員等を配置します。

また、搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬等を行うため、必要な機器・機材を配置します。

## (8) 災害廃棄物の処理に必要な機器・機材

崩壊した建物等の解体撤去、分別、破碎、運搬等を迅速に実施するため、以下のような機器・機材が必要になると考えられます。しかし、本市でこれらの機器・機材を常時保有することは困難であるため、県や自衛隊などの支援及び建設会社、レンタル会社などと協定を結び、オペレータも含めて確保することを検討します。

表 2-9 災害廃棄物の処理に必要となる機器・機材

種 別	機器・機材	備 考
解体・撤去	油圧ショベル ブルドーザー クレーン タイヤショベル バケットローダー ショベルローダー	油圧ショベルは、状況に応じて圧破碎、プレーカー、カッター、フォーク、破碎機等のアタッチメントも必要となる
破碎・選別	破碎機、クラッシャー 選別機	木くず、可燃物、コンクリート塊、金属くず、不燃物、混合物等に選別する
運 搬	ダンプ 平ボディー車 ユニック車 軽トラック フォークリフト	道路事情、運搬効率などを考慮し、各種積載量を確保する また、重機の運搬車も必要となる
そ の 他	照明車、投光器 レッカー車 排水ポンプ車 散水車 揚泥車 バキューム車	夜間作業の安全性・効率性確保 輸送路、収集・運搬路の障害物撤去 周辺環境保全（砂塵対策等） し尿の収集・運搬

#### (9) 仮置き場への搬入

災害廃棄物を受け入れる際の優先順位は以下のとおりとします。

また、可能な限り夜間は避け、昼間に受入を行います。ただし、交通渋滞の緩和、周辺環境の状況を考慮し、早朝や夜間等の受入についても柔軟に対応します。

避難路、一次・二次緊急輸送路等の障害物を優先的に受け入れます。

危険性、公益性等の観点から災害対策本部、県、関係機関等の要請に応じて受け入れます。

仮置き場の保管能力、保管物の処理・処分の進捗状況に応じ、順次受入を行います。

### 5 . 災害廃棄物の受入基準等

#### (1) 仮置き場に受入可能な廃棄物

本市が撤去した障害物や災害対策本部等から受入要請のあった廃棄物、災害によって発生し、本市が処理する廃棄物（解体した家屋から発生する廃棄物等）などの受け入れを原則とします。

また、他自治体において、被災直後の混乱に便乗した災害廃棄物以外のごみの悪質な無分別廃棄が問題となった例もあることから、個人や事業者が搬入する場合には、災害廃棄物であることを確認するために、罹災証明や発生場所等について確認を行います。

## (2) 分別の徹底

災害廃棄物の資源化及び適正な処理を行う上で、適切な分別を行うことは重要であり、混合廃棄物の搬入は作業性の悪化や、リサイクルの阻害要因となります。

そのため、処理の効率化及び資源化の向上を目的とし、可能な限り発生場所において、次のとおり分別することを基本とします。

コンクリート塊（可能な限り 30 cm程度以下に粉砕）

がれき類（可能な限り 30 cm程度以下に粉砕）

粗大ごみ

燃やさないごみ

資源ごみ（プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、かん、紙類など）

燃やすごみ

混合物（以上を最大限分別した後の混合廃棄物）

なお、仮置き場の確保状況や処理の見通しによっては、さらに細かい分別を実施することを検討します。

## (3) 倒壊建物の解体・撤去

倒壊建物の解体・撤去は、その所有者が自己責任において行うことが原則です。しかし、阪神・淡路大震災では、被害が甚大であったため、地方自治体が個人住宅及び中小企業に係る建物の解体・撤去を国庫補助事業として実施しています。

## 6 . 災害廃棄物の保管

### (1) 保管方法

仮置き場では、適正処理及び資源化方法や搬入動線等を考慮し、分別して搬入された廃棄物の種類ごとに区分して保管するものとします。

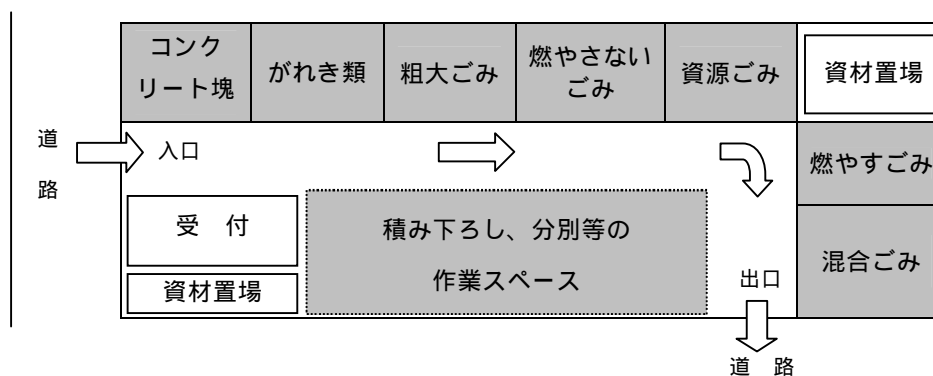


図 2-3 仮置き場の配置例

## (2) 処理設備の設置

処理体制の確保が可能な場合には、仮置き場において重機等による解体・分別を行い、災害廃棄物のさらなる減容化・資源化を推進します。

## (3) 輸送確保路線の障害物等

非常時において市内及び市外よりの緊急輸送を円滑に実施するため、平常時に一次・二次緊急輸送路を指定し、災害発生時にはこれらの緊急輸送路を使った迅速な災害廃棄物の運搬を図ることとします。

そのため、この輸送確保路線の障害となっているがれき等の撤去を優先的に実施し、対象障害物等については速やかに仮置き場に一時保管するものとします。

## 7. 災害廃棄物の排出ルール

### (1) 災害発生後の一般廃棄物の処理

災害発生後の一般廃棄物については、本市処理施設で処理できる場合には平常時と同様とします。ただし、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所等の緊急を要するものから収集を行うこととします。

なお、被災直後は施設点検のために一時受入を停止し、点検により稼働可能と判断された場合に受入を再開します。

### (2) 災害発生後の一般廃棄物の排出区分、収集・運搬

災害発生後の被災地内の各家庭から発生する一般廃棄物の排出区分及び排出場所については以下のとおりとします。ただし、被災の状況に応じて排出区分及び排出先は変更するものとし、速やかに市民に周知することとします。

表 2-10 災害発生後の一般廃棄物の排出区分と排出場所

分別区分	分別内容	排出場所
燃やすごみ	台所の生ごみ、紙くず、布・皮製品、食用油、紙おむつ（汚物を取り除いて）等	ごみステーション 戸別収集 直接搬入等
燃やさないごみ	鍋・やかん等金物類、ガラス類、せともの類、アルミホイル、一斗缶・ペンキ缶、電池など(ボタン型除く)、蛍光灯・電球等	
資源ごみ	プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、かん、紙類(紙製容器包装・雑誌・新聞・ダンボール)等	
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさのもの、家具類(座いす・ソファ・じゅうたん・布団・タンス等)、ステレオ、扇風機、ガスコンロ等	

### 第3節 被災状況に応じた対応

#### 1. 収集・運搬能力が不足した場合

本市の収集・運搬体制だけでは収集能力が不足する場合には、他自治体または民間事業者収集・運搬の協力を要請するとともに、ボランティア等に収集・運搬業務を委託するものとします。

#### 2. 本市処理施設で処理できない場合及び処理能力不足の場合

本市処理施設にて処理ができない場合や、処理能力が不足する場合には、仮置き場等に仮設の処理施設を設置し、処理能力の補完を検討します。

また、他自治体または民間事業者に協力を要請します。その場合には、他自治体の分別基準等への適合性を検討する必要があります。

#### 3. 建物の解体撤去により発生する廃棄物の収集

##### (1) 本市が行う解体撤去に伴う廃棄物

解体撤去を行う事業者運搬も含めて委託することを基本とします。

##### (2) 個人・法人等が行う解体撤去に伴う廃棄物

解体撤去を行う事業者処理・処分も含めて事業を委託するよう要請することを基本とします。

#### 4. 避難所等における一般廃棄物の収集

##### (1) 避難所等における一般廃棄物

避難所等から発生する一般廃棄物は、避難所等に設けた仮設ごみステーションに、分別して排出し、定期的に収集を行います。被災直後は重点的に収集を行い、復旧の状況に応じて、通常の定期収集ルートに組み込んで収集するものとします。

##### (2) 被災者住宅における一般廃棄物

被災者住宅における資源ごみ、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみについては、既設ごみステーションに分別して排出し、定期的に収集を行います。被災直後は重点的に収集を行い、復旧の状況に応じて、通常収集に切り替えていくものとします。

## 5 . 被災していない地域の一般廃棄物

被災していない地域の一般廃棄物は、平常時と同様に収集運搬を行います。

ただし、避難所等の廃棄物の収集を優先するため、被災当初は平常時に比較して収集日、収集回数などを変更する場合があります。

その場合、広報を徹底し混乱を招かないように配慮します。

## 第 4 節 し尿処理体制の確保

### 1 . 被災状況の想定

し尿・浄化槽の処理に際して想定しておくべき被災状況を以下に示します。

便槽や浄化槽の破損、収集作業の遅れ、し尿処理施設の被災による処理の停滞等が想定される場合には、このような状況への対応が必要となります。

表 4-1 し尿処理に係る被災による影響の想定

項目 \ 段階	収 集 前	収 集	処 理
汲み取り便槽	便槽の破損 冠水	収集の遅延 収集の制限	し尿処理施設の被災
浄 化 槽	浄化槽の破損 断水、停電		

### 2 . 災害発生後のし尿等の処理

#### (1) し尿等の処理方法

し尿処理に係る基本的な流れを次に示します。

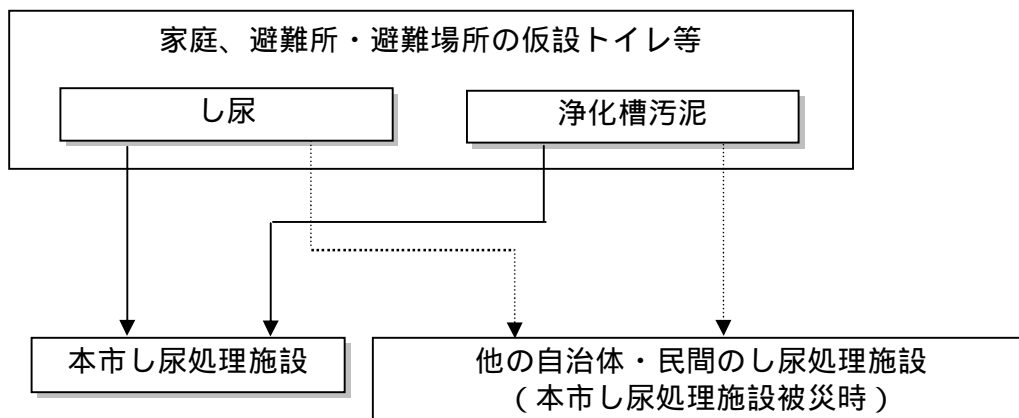


図 4-1 災害発生後のし尿等処理における基本フロー図

し尿等は平常時と同様にし尿処理施設により処理を行います。

一般的に仮設トイレのし尿貯留量は、平常時の汲み取り便槽と比較して、やや少なくなることなども考慮し、避難所等の収集も定期的に行えるよう配慮します。

被災直後は、一時的にし尿等の収集や搬入の制限を行い、施設の点検を行う必要があります。点検により補修が必要な状況であることが判明した場合、また、運転に必要な資材の不足により処理能力の維持が困難な場合には、近隣市町や協定を締結している民間事業者処理を依頼します。

表 4-2 災害発生直後から復旧・復興までのし尿等処理の基本的な業務

項 目		業 務 内 容
災 害 発 生 直 後	1. 被災状況の把握	市内全域の交通状況の把握、収集・運搬ルートの設定 市職員、処理施設、収集・運搬車両、許可業者の現状把握 定期収集の一時停止（収集体制の構築、交通状況等の把握） 処理施設への一時的な搬入規制（施設の被災状況を把握）
	2. 災害廃棄物処理実施計画の策定	情報収集・整理・分析 倒壊建物、避難状況の被災状況等を確認 停電、断水の状況を確認 し尿・浄化槽汚泥発生量の推計 避難所等におけるトイレの状況を確認 仮設トイレの種類や設置場所等の設定 収集方法、収集ルート、配車計画等の設定 処理・処分計画の策定
応 急 対 策	1. 処理施設の応急復旧	し尿処理施設の応急復旧 必要な資機材、人員、燃料、水、電気等の確保 収集・運搬、処理体制の確立 広域的な処理体制の確立 ・ 県、近隣市町、自衛隊、委託業者、許可業者等への応援要請
	2. 仮設トイレの設置	地域ごとに仮設トイレの必要性を判断、市民からの設置要請等の受付 仮設トイレの設置 ・ 地域ごとの必要数、仮設トイレの種類 ・ 民間事業者への支援要請による設置 ・ 不足分の調達（県、近隣市町、民間事業者等） 仮設トイレ設置場所等の周知 民間事業者等のトイレの使用要請
	4. 計画的な収集・運搬、処理の実施	災害廃棄物処理実施計画に基づく計画的な処理の推進 近隣市町の応援による広域的な処理によって処理能力不足を補完 収集・運搬、処理に関する情報の提供、市民への周知
復 旧 ・ 復 興	1. 計画的な収集・運搬、処理の実施	計画的な収集・運搬、処理の継続 広域的な処理の継続 復旧・復興の状況に応じて、設置した仮設トイレの段階的な撤去を計画 平常業務体制の確保
	2. 仮設トイレの撤去	避難所等の状況や仮設トイレの利用状況を確認 復旧・復興状況に応じ、仮設トイレの撤去 仮設トイレ設置場所の原状復帰
	3. 国庫補助金申請	災害廃棄物処理事業費 廃棄物処理施設災害復旧費

## (2) 仮設トイレ必要数

仮設トイレの設置基準については、特に定められた基準が無いことから、他自治体事例を参考とし、設定するものとします。

なお、阪神・淡路大震災の後に策定された「神戸市地域防災計画 - 地震対策編（平成 17 年度）神戸市防災会議」によると、災害用トイレ設置基準は、収容避難所や広域避難場所に 100 人に 1 基の割合で設置するものとされています。

また、し尿収集は原則として 1 日当り 1 回としますが、他自治体事例では仮設トイレの便槽が満杯となり使用できなくなった例もあることから、収集・運搬体制については柔軟に対応していく必要があります。

以下に本市の避難所と、各避難所に最低 1 基の仮設トイレを設置する場合の仮設トイレ必要数を示します。

この場合の本市における仮設トイレ必要数は最大 151 基となります。

表 4-3 本市における避難所と仮設トイレ必要数（1）

防災マップ	施設名称	所在地	連絡先 (0894)	収容可能 人員 (人)	耐震 トイレ 設置数 (基)	必要仮設 トイレ数 (基)	洋式又は 身障者用 トイレ (基)
A (磯津地区)	旧磯崎小体育館	保内町磯崎1501	-	220	3	0	2
	磯津地区公民館	保内町磯崎1369-1	35-0215	127	5	0	2
	喜木津体育館	保内町喜木津2-353	-	175	0	2	0
B (宮内地区)	中央公民館保内分館	保内町宮内1-127	22-3111	453	10	0	3
	文化会館	保内町宮内1-118	36-3040	1,428	37	0	14
	清水町自治公民館	保内町宮内1-149	36-3271	104	3	0	1
	枇杷谷自治公民館	保内町宮内9-33-1	-	58	5	0	2
	駄場自治公民館	保内町宮内2-259-4	36-2428	62	3	0	1
	舟来谷自治公民館	保内町宮内1-716-2	36-2447	51	2	0	0
	大竹自治公民館	保内町宮内1-454-1	36-3192	92	0	1	0
	宮内小学校体育館	保内町宮内5-46	36-0039	475	0	5	0
C (日土・ 日土東地区)	西之河内下自治公民館	保内町宮内2-656-2	36-2517	72	3	0	1
	靑石中学校体育館	日土町2-96	26-1021	950	8	2	3
	日土小学校体育館	日土町2-81	26-0010	595	5	1	1
	出之奥集会所	日土町字ヒライワ3-15-1	26-0961	60	3	0	1
	川辻集会所 (JA西宇和川辻事業所)	日土町7-1-4	26-0011	15	0	1	0
	日土地区公民館 (JA西宇和日土支店)	日土町2-262-2	26-0934	90	0	1	0
	日土東地区公民館	日土町6-2125-1	26-0931	110	5	0	4
	日土東保育所	日土町6-2125-1	26-0130	50	1	0	1
D (川之石地区)	楠町自治公民館	保内町川之石1-237-120	37-2519	120	4	0	2
	川之石小学校体育館 (洪水・氾濫時不適)	保内町川之石3-300	36-0124	535	0	6	0
	保内中学校体育館	保内町川之石1-243-1	36-2345	829	0	9	0
	川之石高等学校体育館	保内町川之石1-112	36-0550	595	0	6	0
E (喜須来地区)	神越自治公民館	保内町喜木1-223-1	36-2496	140	4	0	1
	城高自治公民館	保内町喜木2-124-4	-	64	0	1	0
	磯岡自治公民館	保内町喜木3-234-3	36-1563	68	0	1	0
	喜須来小学校体育館	保内町喜木2-224	36-0303	336	6	0	2

収容可能人員は避難所で生活する場合を想定し、おおむね施設面積 4m<sup>2</sup> あたり 1 人として算定  
必要仮設トイレ数は収容人員 100 人に対し 1 基の割合で設置した場合の基数



表 4-4 八幡浜市における避難所と仮設トイレ必要数（2）

防災マップ	施設名称	所在地	連絡先 (0894)	収容可能 人員 (人)	耐震 トイレ 設置数 (基)	必要仮設 トイレ数 (基)	洋式又は 身障者用 トイレ (基)
F (白浜地区)	八幡浜市役所八幡浜庁舎	北浜1-1-1	22-3111	500	56	0	11
	市民スポーツセンター	北浜1-5-1	22-3110	1,500	32	0	8
	白浜地区公民館	北浜1-7-30	24-5640	125	7	0	3
	白浜保育所	裁判所通1550-20	22-2454	85	5	0	5
	中浦自治公民館	向灘中浦2975-7	22-5722	15	2	0	1
	高城自治公民館	向灘高城5	24-7120	25	2	0	0
G (千丈・ 川之内地区)	保健福祉総合センター	松柏乙1101	24-6626	750	0	8	17
	千丈地区公民館	松柏甲792-3	24-5295	100	0	1	0
	千丈保育所	木多町67-1	22-2494	115	0	2	0
	千丈小学校体育館	郷4-1	22-0644	795	7	1	0
	松柏中学校体育館	松柏甲734-1	22-1208	775	0	8	0
	八幡浜高等学校体育館	松柏丙654	22-2570	2,950	6	24	0
H (松蔭地区)	栗野浦共同作業所	栗野浦508-2	-	17	1	0	1
	栗野浦自治公民館 (洪水・氾濫時不適)	栗野浦2	22-1078	50	3	0	1
	ふれあいセンター	栗野浦573-1	24-2585	50	5	0	3
	中央公民館 (総合福祉文化センター)	広瀬2-1-13	24-1822	350	0	4	0
I (江戸岡地区)	松蔭地区公民館	中央168-1	24-1130	70	0	1	0
	江戸岡地区公民館 (洪水・氾濫時不適)	江戸岡1253-4	24-5635	125	8	0	2
	武道館・愛宕保育所	愛宕山487	22-5813	110	0	2	0
	八幡浜市民会館	本町62-1	24-7171	115	0	2	0
	江戸岡小学校体育館	江戸岡1-7-1	22-1046	1,025	8	3	4
J (舌田地区)	愛宕中学校体育館	字西海寺325	22-3166	1,330	0	14	0
	舌田地区公民館 (合田自治公民館)	合田1229-1	22-1409	75	7	0	2
K (神山地区)	神山地区公民館	元城団地48	23-0688	100	11	0	5
	神山幼稚園	五反田1-173	-	85	0	1	0
	日の浦集会所	五反田2-1338	-	20	2	0	1
	神山小学校体育館	五反田1-154	22-0365	900	5	4	1
L (双岩地区)	八代中学校体育館	八代1-2-1	22-2360	1,630	0	17	0
	双岩小学校体育館	若山1-330-1	22-4302	500	0	5	0
	双岩中学校体育館	若山1-330-1	22-4319	650	7	0	0
M (川上地区)	双岩地区公民館	若山2-101-1	22-4360	50	3	0	1
	川上地区公民館	川上町川名津甲90	27-0500	150	10	0	4
N (真穴地区)	川上小学校体育館	川上町川名津305	27-0120	600	3	3	0
	真網代自治公民館	真網代丙620-51	-	65	7	0	2
	真穴地区公民館	穴井3-796-39	29-0605	160	8	0	2
	真穴小学校体育館	真網代戊162	28-0226	450	0	5	0
O (大島地区)	真穴中学校体育館	真網代戊162	28-0410	555	0	6	0
	大島中学校体育館	大島3-298-5	28-0750	400	0	4	0

収容可能人員は避難所で生活する場合を想定し、おおむね施設面積4m<sup>2</sup>あたり1人として算定  
必要仮設トイレ数は収容人員100人に対し1基の割合で設置した場合の基数

### (3) 仮設トイレ等の種類

仮設トイレを含む災害対策トイレには以下のようなものがあります。

仮設トイレの設置には通常1～3日程度が必要とされることから、仮設トイレが使用可能になるまで、数日分の携帯型トイレや簡易型トイレを家庭で備蓄しておくことも必要です。また、和式型仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があり、他市町村事例では仮設トイレを使用できないという例があったことから、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置するものとします。

表 4-5 災害対策トイレの種類

災害対策トイレ型式	概 要
携帯型トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし、処分するタイプ。(簡易トイレ等と併用することで災害時にも対応できると考えられる。)
簡易型トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留するタイプ、介護用のポータブルトイレも含む。
組立て型トイレ	災害発生時に組み立てる屋外用タイプ。便槽付とマンホール対応型がある。日常時はパーツまたは折り畳んだ状態で保管する。
ユニット型仮設トイレ	主に工事現場やイベント等で利用されている。洗浄方式は、簡易水洗方式、泡式、非水洗の3タイプがある。いずれも、貯留型であり、定期的に汲み取りし、処理することが必要。
自己処理型トイレ	トイレにし尿処理装置を備えており、移動可能なタイプと常設タイプがある。いずれも洗浄水や汚水を排水しないクローズドタイプ。このシステムの中には、平常時には下水道に接続し、非常時には循環型として機能するタイプもある。
車載型トイレ	車輦にトイレ設備を備え、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがある。車両でけん引する移動トイレも含む。
災害用トイレ施設・設備	地中に便槽を埋設したタイプ、下水道に接続した污水管を埋設してその上にトイレを設置するタイプなどがある。

注) 一般的には と を併せて仮設トイレと呼ぶことが多くなっています。

資料：日本トイレ協会「災害対策トイレ情報ガイド(06)」より抜粋

### 3. し尿処理に関する相互応援体制の確保

被災時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、近隣市町や事業者等との相互応援体制を構築し、緊急時のし尿処理体制を確立します。

表 4-6 し尿処理に係る被災による影響の想定

項 目	内 容
対象とする廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
相互応援体制	県及び県内市町、他県及び他県の市町村 民間団体、事業者
応援の内容	し尿等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋 し尿等の処理に必要な職員の派遣 し尿等の収集・処理・処分の実施 処理・処分事業者の斡旋 その他必用な事項
情報交換	連絡担当部署 応急備蓄資材の確保の状況 処理・処分施設の状況 その他必用な事項

#### 4 . し尿処理の流れ

便槽や浄化槽が利用できない場合には、本市が設置するマンホールトイレや組み立てトイレ、仮設トイレ、学校、公園その他公共施設などのトイレ等を利用するとともに民間の施設の利用を要請します。

し尿処理施設が被災した場合には、復旧までの間、他市町の処理施設や下水道施設により適正に処理することを推進します。

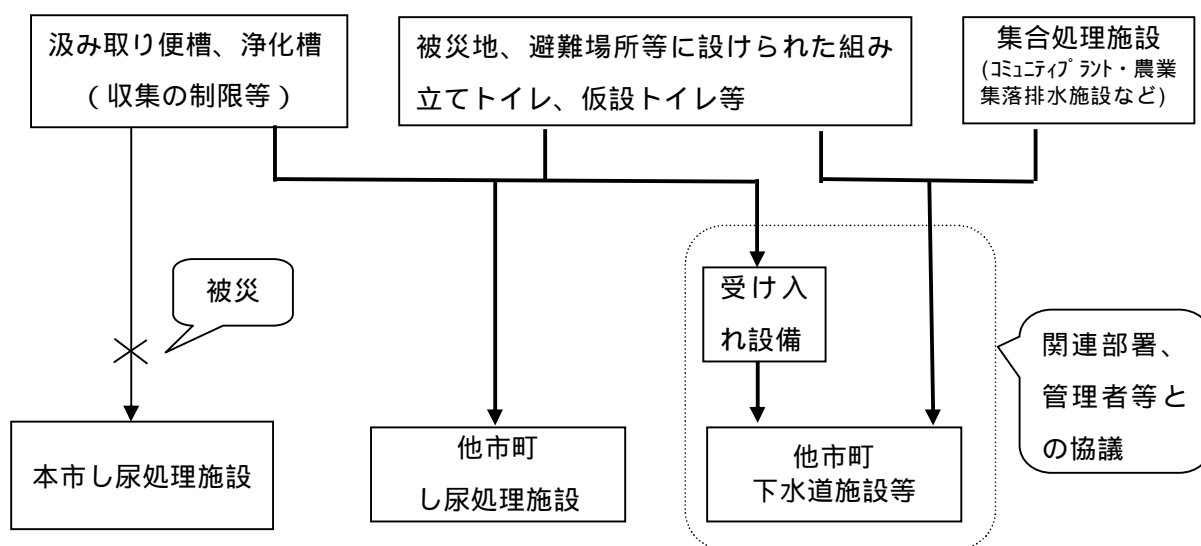


図 4-2 し尿処理フロー（本市し尿処理施設が被災した場合の例）

#### 5 . 収集・運搬体制

災害発生時においても、平常の収集作業を平行して行うことを原則としますが、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所等の緊急を要するものから収集を行うこととします。なお、避難所等の収集についても、仮設トイレ設置基数及び避難者数を把握することにより、優先順位を決定し、収集作業を滞り無く実施するものとします。

また、本市の保有車両では収集能力に不足が生じることが予想されることから、収集・運搬業者や許可業者、他自治体と協定を締結するなど、災害時の収集・運搬能力の確保を図ります。

#### 6 . 処理体制

収集したし尿は、本市し尿処理施設で全量进行处理することを基本としますが、施設の全部または一部が被災などにより通常稼働が困難となった場合は、近隣市町及び県内他自治体の施設へ処理を要請します。

## 第 5 節 災害に対応した一般廃棄物処理施設の整備

### 1 . 一般廃棄物処理施設の整備

過去の他市町村事例では、一般廃棄物処理施設は計画・設計段階から耐震性の向上が図られているため、施設本体のダメージは軽妙なものとなっている一方で、煙突の破損、冷却水の断絶、搬入路の崩壊などにより、復旧までに数ヶ月を要する事例も報告されています。

このような事例から、ごみ処理施設については、災害時に備え、施設の経年的老朽化や損傷の程度について定期的に検査するとともに、適宜補修・改修整備を行い、災害発生時にも安定したごみ処理を確保できるよう働きかけていきます。

### 2 . 施設被災時の応急対策

本市の廃棄物処理施設が被災した場合には積極的に復旧作業に協力し、安定した処理体制の確保を図ります。

また、施設が復旧するまでの間は、以下に示す応急対策を講じます。

県及び災害廃棄物の処理について協定を締結している市町や、民間団体等に対し、応援を要請します。

- ・ 廃棄物の解体・選別機材の調達
- ・ 受け入れ先の特定、搬出量の設定
- ・ 搬出方法の設定

市外へ搬出するまでの間や、処理施設が復旧するまでの間、仮置き場を設定し、一次保管します。

倒壊家屋等については、可能な限り現地で解体・分別を行い、資源のリサイクルを図ることにより処理対象物を削減します。